

特記仕様書

1 工事件名 前橋第2 宿舎屋上防水補修工事

2 工事場所 群馬県前橋市光が丘町26

3 工事概要 屋上防水シート補修 1式

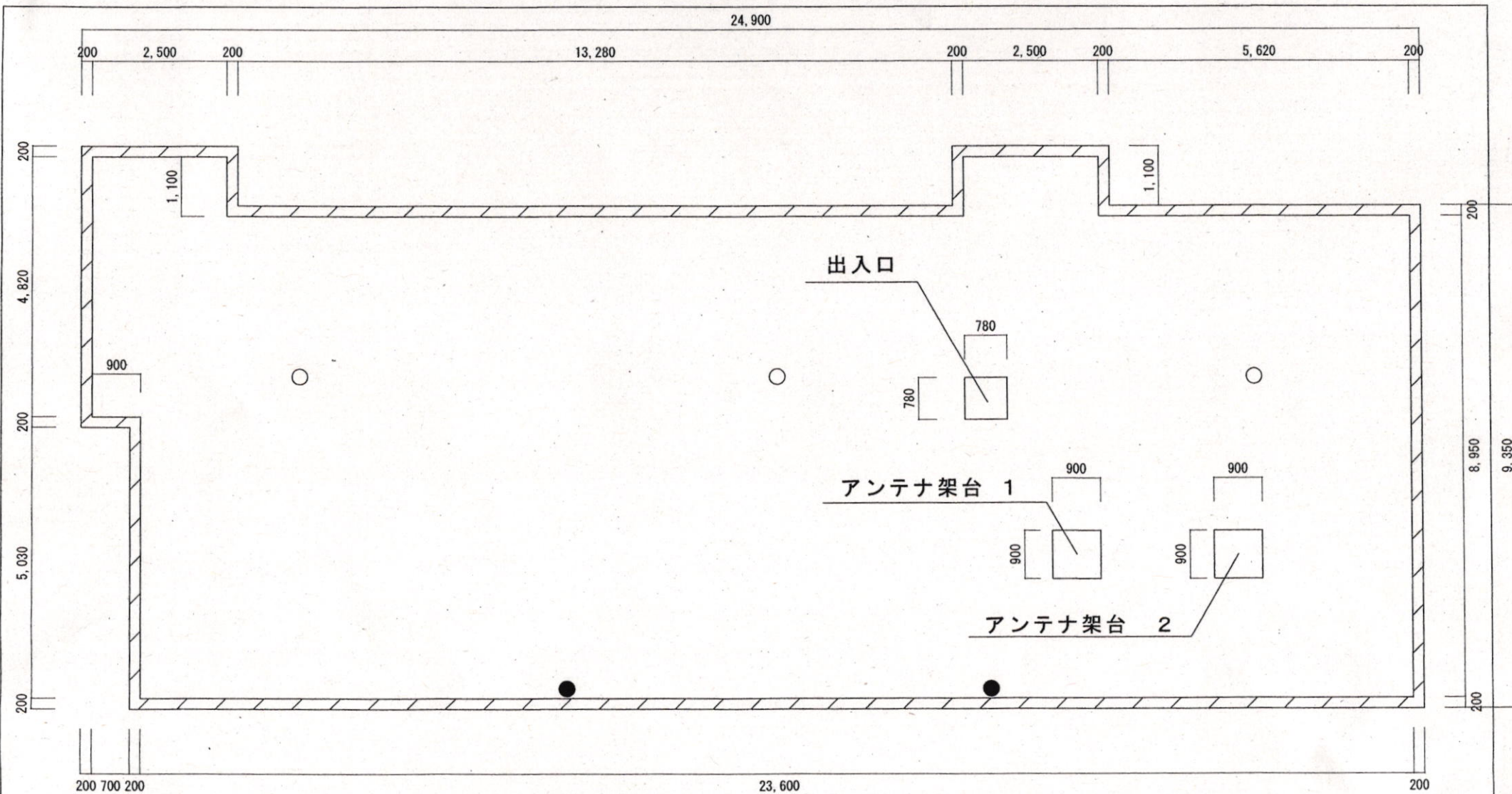
4 一般事項

- (1) 本工事は本特記仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事偏）」
- (2) 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
- (4) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (5) 工事写真は、工事着工前、完成及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要な工事段階の工事状況、使用材料、その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
- (6) 金属類発生材は、関係書類提出後監督官の指示する場所に集積するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。

5 特記事項

- (1) 工事実施前に補修計画図を提出し、官側の承認を受けた後、工事を実施すること。
- (2) ルーフィングシートは「JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート）」による。
- (3) 施工は本仕様書を標準とするが、使用する資材のメーカーの仕様により本仕様書と異なる場合は監督官と協議の上決定する。
- (4) 防水改修工法の種類については「S4S工法（機械・接着）」を標準とする。
- (5) シート固定工法は平場（機械）、立上り部（接着）とする。
- (6) 出入口端末部分に水切りを新設するものとする。
- (7) 脱気筒及びルーフトレンは既設撤去後、新設するものとする。
- (8) 既存保護層に付着する異物等は撤去し、清掃を行うものとする。
- (9) 既存保護層の浮き部は切開して内部の水分を排出した後、乾燥させるものとする。
- (10) シート防水保証期間は施工完了後、10年を基準とする。また、保証書を提出するものとする。
- (11) 既存防水シート等撤去後、防水工事完了までに期間を要する場合、必要とされる箇所には仮防水等の適切な処置を行うものとする。
- (12) 工事場所には屋上昇降用仮設足場を設置するものとし、「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省 平成21年4月）」に基づくものとする。

件名	前橋第2 宿舎屋上防水補修工事	図面番号	1 / 4
種別	特記仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		



- 既設脱気筒撤去・新設 3個
- 既設ドレン撤去・新設 2個
- ▨ 笠木撤去・再利用

件名	前橋第2宿舎屋上防水補修工事	図面番号	2 / 4
種別	屋上平面図	縮尺	1 : 100
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		